

鹿島市定住促進住宅

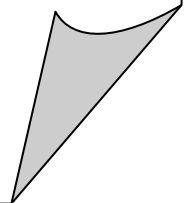
入居予備者申し込みのご案内



発行：鹿島市 建設住宅課

目 次

◆定住促進住宅とは	1
◆入居できる条件	1
◆家賃等	1 ~ 2
◆賃貸借契約	2
◆申込みから入居まで	3
◆申込みに必要な書類	4
◆申込みをされる方へ	5 ~ 6
◆間取り図（写真）	7 ~ 8



■定住促進住宅とは

定住促進住宅は、鹿島市への定住を促進するため、市営住宅とは別に公営住宅法に拠らず市が独自に供給する住宅です。

■入居できる条件

次の1から4のすべてを満たす方を対象とした賃貸住宅です。

- 1 市町村民税その他の市町村に納付すべき税を滞納していない方
- 2 単身又は家族を伴って入居される方
友達同士の入居や学生の一人暮らしでの入居はできません。単身入居を希望される方は、鹿島市建設住宅課へ問い合わせてください。
(電話番号：0954-63-3415)
- 3 申請者の月額収入(所得)の額が、家賃の3倍以上である方
- 4 申請者及び申請者と同居される方が、暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定される暴力団員をいいます。)でないこと

■家賃等

1 家賃

月額の家賃は、棟及び階数によって異なります。

名称	1、2階	3階	4、5階
古枝住宅1号棟	32,000円	30,000円	28,000円
古枝住宅2号棟	32,000円	30,000円	28,000円
古枝住宅3号棟	33,000円	31,000円	29,000円

- ※1 市外からの転入者については、上記家賃より3,000円減額します。
- ※2 市外からの転入者で小学校就学の始期に達するまでの者がある場合は上記家賃より2,000円減額します。
- ※3 ※1と※2共に該当される方は、最大5,000円の減額となります。
- ※4 減額される期間は、入居後2年間限定です。
- ※5 **減免される期間中(入居後2年間のうち)において退去されるときは、減免に相当する金額をお支払いしていただきます。**

2 敷金

敷金は、家賃の2ヵ月分の額とし、入居日までに納付書にて市内金融機関にて納入していただきます。

市外からの転入者については、敷金を免除します。

3 駐車場使用料

普通自動車月額1,300円、軽自動車月額600円となります。1世帯1台は確保し、2台分まで利用できます。**ただし、駐車場の利用状況により利用できない場合がございます。**その時は、ご自身で駐車場を確保していただきます。

4 家賃及び駐車場使用料の支払い方法

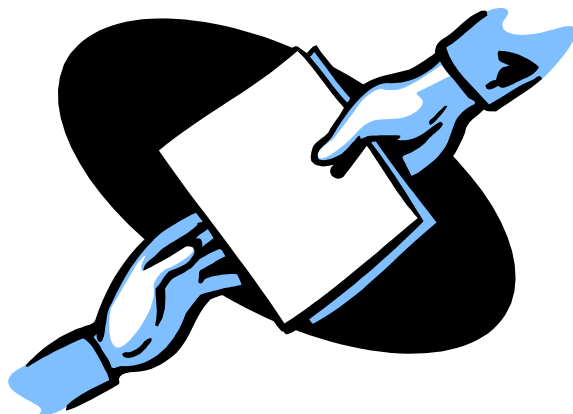
家賃及び駐車場使用料は、入居後毎月の末日（12月分は27日又は28日予定。土日祝日の場合はその前日。）に当月分の家賃を預金口座から振り替えによりお支払いいただきます。

■ 賃貸借契約

賃貸借契約は、民法及び借地借家法の規定に基づき普通借家契約（一般的な賃貸借契約）で締結します。

普通借家契約

契約方法は、「定住促進住宅賃貸借契約書」の書面により取り交わします。契約期間は、1年とし正当な事由がない限り更新されます。退去しようとするときは、「定住促進住宅退去届」を提出してください。



■申込みから入居まで

「入居予備者申し込みのご案内」（1～2ページ）で「入居できる条件」、「家賃等」、「賃貸借契約」の内容を理解し、入居を希望する定住促進住宅の空き状況を市報又は市ホームページにて確認の上、次により申し込みください。

1 「定住促進住宅入居申込書」（別冊の「提出書類」）の記入



2 鹿島市建設住宅課へ「定住促進住宅入居申込書」に住民票等申込みに必要な書類の添付のうえ、直接又は郵送によりお申込みください。



3 鹿島市は、「定住促進住宅申込書」に基づき、記載内容や添付書類等で入居できる条件の審査を行い、それに該当する方を入居資格者として認定します。



~~4 認定された入居資格者を対象に公開抽選会を実施し、入居予備者の入居優先順位を決定します。~~



5 空き部屋で入居をご案内できる状況になりましたら、~~優先順位の早い~~入居予備者へ建設住宅課から連絡を行います。



6 連絡を受けた入居予備者について事前に空き部屋をご案内致します。
ご案内した空き部屋に入居しない場合は、次の順位の方へその部屋をご案内することとなります。



7 建設住宅課にて入居についての手続きの説明を致します。

■ 申込みに必要な書類

【必要な書類】

提出書類	注意事項	摘要
①定住促進住宅入居申込書	必要事項に記入の上、署名捺印をお願いします。	
②暴力団排除に係る誓約書	申請者の署名捺印をお願いします。	暴力団でないことを確認します。
③住民票謄本	入居しようとする者全員（続柄が表示）が記載されたものを提出してください。	同居親族がいることを確認します。
④所得証明書	申請者又は主たる生計者の所得が記載されたものを提出してください。	収入基準に該当することを確認します。
⑤滞納のない証明書	申請者分の証明書を提出してください。	税の滞納が無いことを確認します。
※婚約証明書	婚約中（半年以内に婚姻予定）の方が単身で事前に入居する場合は提出してください。	単身入居できることを確認します。
※就労（予定）証明書	直近の所得証明書で所得が証明できない場合は提出してください。	収入基準に該当することを確認します。
※戸籍謄本	新婚世帯（婚姻後1年以内）の場合は提出してください。	

- ①及び②は、別紙「入居予備者申し込みのご案内（提出書類）」をご覧ください。
- ③、④及び⑤は、お住まいの市区町村発行のものを提出してください。
- 「※」は、該当される方のみ提出してください。
- その他申請内容を確認するために必要な書類を提出していただく場合がございます。

■申込みをされる方へ

① 次のような方は、申し込みできません。

- (1) 申請者又は申請者と同居される方が暴力団員である場合
- (2) 入居できる条件を満たさない方

② 犬・猫などの動物は、飼育できません。

③ 次のような方は、申し込まれても無効になります。

「定住促進住宅入居申込書」など提出書類に不正な記載があったとき

④ 次のような方は、入居決定を取り消します。

- (1) 入居日（市が指定した日）までに「定住促進住宅賃貸借契約書」等の提出がない方
なお、入居日までに敷金の払込みを済ませていない方には、鍵はお渡し致しません。

⑤ 次のような方は、入居期間中であっても退去していただきます。

- (1) 「定住促進住宅入居申込書」に虚偽の記載をして入居した方
- (2) 家賃等を2ヶ月分以上滞納した方
- (3) 入居できる条件を欠いた方
- (4) 入居者心得を遵守しない方
- (5) 賃貸借契約に違反した方

⑥ 家賃等滞納の場合は、次の措置をとることになります。

- (1) 賃貸借契約の解除に伴う住戸の明渡し請求、差し押さえ等の法的処置
- (2) 連帯保証人に対しても滞納家賃等の支払い請求及び法的措置

⑦家賃等の支払いは、預金口座振替をお願いします。

- (1) 家賃の支払いは、口座振替をお願いします。申請者は、各金融機関窓口で口座振替の手続きをしてください。
- (2) 毎月末日（土日祝日の場合はその前日）が当月分の口座振替日です。

⑧自家用車をお持ちの方等へ。

市が管理する駐車場を使用する場合は、使用申出書の提出が必要です。
又駐車場が満車で利用できない場合は、ご自身で駐車場を確保していただきます。

⑨連帯保証人について。

連帯保証人は、借受人と連帯して、賃貸借契約上のすべての債務について履行の責任が課せられています。

例えば、借受人が家賃、駐車場使用料、損害金等支払うべき金額を支払わなかったり、宿舍を棄損し、あるいは無断で現状を変更した場合は、連帯保証人が借受人に代わって当該金員の支払い、あるいは原状回復をしていただくこととなりますので、連帯保証人になる方に十分に説明してください。

⑩住戸及び設備について。

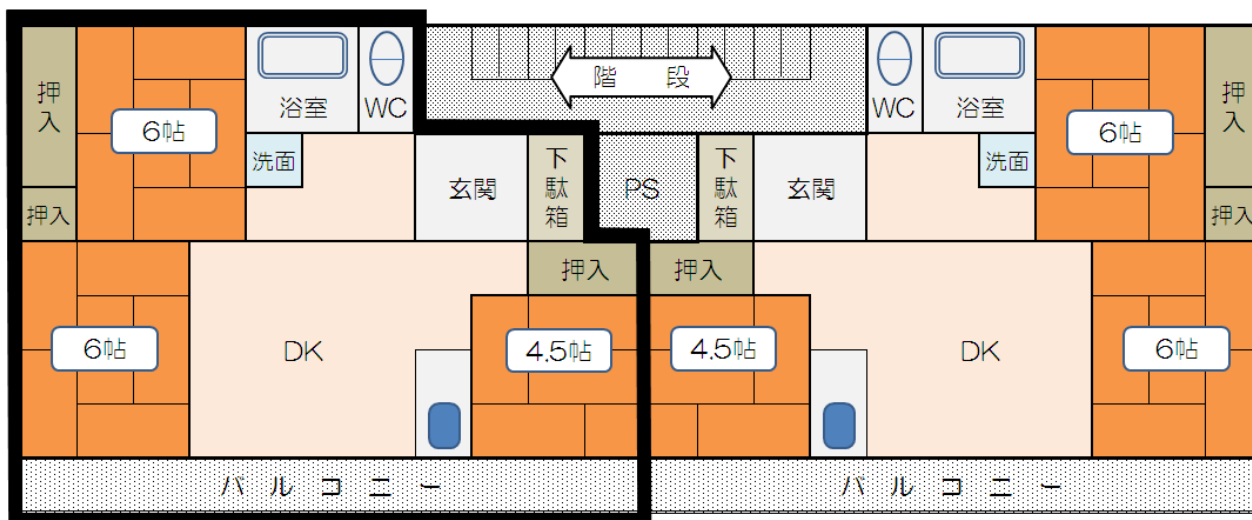
申し込みいただく定住促進住宅は、建築後相当年数が経過しており、住戸の設備についても使用できるものについては古いものでも、そのまま利用していただいています。

⑪個人情報について。

鹿島市は、「鹿島市個人情報保護条例」（平成17年条例第12号）に基づき、入居及び申請に伴い提出いただいた個人情報について適正に取り扱うことを努めてまいります。

■間取り図

3DK



❖ 部屋によっては、DK横が和室とフロアの違いがあります。

◆ 1・2号棟と3号棟との設備の違いがあります。

1. トイレ＝3号棟のみ段差がありません。(扉堺がフラットです)
2. 洗面台＝3号棟のみ給湯付きでお湯が出ます
3. 浴室＝電動換気扇付きです。(1・2号棟は自然換気です)

詳しいお問い合わせは・・・

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市 建設住宅課 住宅係

電話番号 0954-63-3415

FAX 0954-63-2313

ホームページアドレス

<http://www.city.saga-kashima.lg.jp/>